

事前配布資料に関する委員からのご意見およびご質問

初めに一つ確認しておきたいのですが、令和2年度と令和3年度の実施状況で、「実施状況」と「今後の取り組み」の内容や記述がほぼ同じなのは、評価としてある程度取り組めており、取り組みの内容や方向性が変わらず昨年度と同じで現状維持と理解していいのでしょうか。

→回答 ご指摘のとおりです。

1-(1)-① 保育所(園)

保育所(園)の運営にあたっては、昨今のコロナ感染拡大の中、大変ご苦労されながら継続いただいていることを実感しております。

私どもが対象としている子どもたちは、保育所(園)における加配制度を活用して対応していただいていることが少なくありません。それは、子どもの権利として共に育ち学ぶことを前提にしています。人員配置の不足によって、子どもたちの権利が奪われる、叶えられない状況は許されることではございませんが、容易にそのような状況下におかれやすい社会的リスクを抱えている子どもたちでもありますので、意見させていただきます。

待機児童問題が未だに解消されていない現状とのことですが、この年代の子どもへの施策は、その年毎の出生数も影響してくるものではないでしょうか？福岡市をはじめ、都市部では既に保育所(園)が定員割れを起こし始めております。今後の対応も柔軟に行うためには、公立の保育所・幼稚園・認定子ども園内での職員の異動により、対応を検討することが必要であると考えますがいかがでしょうか。

したがって、官民全ての保育所(園)、幼稚園の各園の定員の充足率をデータとして示した上での対策の検討が必要かと思えます。

客観的なデータが手元にございませませんが、公立幼稚園は定員以上に受け入れ、民間幼稚園(認定こども園)が定員割れを起こしている実情があるとすれば、民間幼稚園の定員の充足を図り、公立の幼稚園、認定子ども園から公立保育所への職員の異動を検討することも対応策かと思えます。このような対策は検討されていますか？別途、対策されている取り組みの有効性も検証が必要かと思えます。

→回答 公立幼稚園(小郡幼稚園)については保育ニーズの増加より、預かり保育の増員しております。また、公立幼稚園の職員は充実しているわけではないため、現状は公立保育所への異動は検討しておりません。しかしながら、同じ公立施設であるため、今後の状況次第では検討していく必要があります。

1－(1)－① 保育所(園)

令和3年度の小郡市子ども・子育て会議(10/14)では、待機児童については、各園が定員以上の受入をすることにより、R3.4.1現在待機児は1名という報告を受けた。

令和3年度の実施状況では待機児童が発生したとあるが、年度末の待機児童の数と4月以降入所希望者が増えたのは、転入者や育休中の保護者の職場復帰などによるものなのか。

→回答 4月以降入所希望者が増えた要因は、転入者や育児休業からの復帰などの新規の申請者によるものです。

1－(1)－① 保育所(園)

年度途中に保育所の入所枠がないということであれば、どうしても入所が必要な場合もあると思うが、どのような対応がなされているのか。

→回答 要保護児童など緊急で入所が必要な場合は、個別に利用調整を行い対応しています。特別な状況ではない場合は、認可保育所以外の届出保育所や企業主導型の保育所や幼稚園の情報提供を行っております。

1－(1)－① 保育所(園)

特に、5歳児の場合は就学を前に集団生活の経験はとても大切に思われるが、幼稚園等で対応ができているのか。

→回答 預かり保育を利用しながら幼稚園等で対応できる場合は案内していません。

1－(1)－① 保育所(園)

2年度、3年度とも、今後の取り組みとして、『保育の受入体制を確保し、待機児童の解消に努める』とあるが、令和3年度は具体的にどのような取り組みがなされたのか。

→回答 令和2年度より引き続き小郡中央保育園分園の施設整備を行い、令和4年1月より定員20名増員を行っております。

1－(1)－① 幼稚園

公立幼稚園については、『長期期間の預かりや、預かり保育の時間の延長』の実施がなされているが、市民のニーズに対応した新しい幼稚園の運営のあり方とはどのような姿なのか。

→回答 公立幼稚園(小郡幼稚園)では幼児教育センター的役割が求められる

ため、幼児教育に関する調査研究の成果を市内の保育所及び幼稚園に発信します。配慮を要する幼児への支援を通じた、特別支援に関する知識・技術の蓄積及び専門性の向上によるセンター的機能の充実を支援します。

1－(1)－① 幼稚園

私立幼稚園の新制度幼稚園へ移行したことで変わったことはどんなところか。

→回答 市より園の運営費が園の規模や人数に応じて給付されることとなり、園の運営の安定が図られます。

1－(1)－① 認定こども園

『市内の教育・保育施設の認定こども園への移行も含め、施設が増加していくことも考えられるため、認定こども園整備の考え方を整理していく必要がある』とあるが、認定こども園のニーズについてどのように考えられているのか。

→回答 少子化が進む中で、教育と保育を一体化した認定こども園へのニーズが増えていくと考えています。利用者の選択肢が広がり、教育・保育の質の向上が求められると考えています。保護者の生活状況に合わせて就学前教育・保育施設を選択し、家庭環境の変化に関わらず継続して園児が利用できるようなと考えています。

1－(2)－3 充実保育事業の推進

重点目標ではないが、昨年度「保育所の休日保育のニーズについても把握し、実施を検討する」とあったが、どうなったか。

→回答 休日保育について現状は調査研究している段階です。現在は休日保育を必要とする方にはファミリーサポートセンターのご案内をしているところです。

2－(1)－4 子育てのための経済的支援の充実（保育所・幼稚園課分）

『子育て世帯の経済的負担の軽減』で、保育所の副食費の補償について、昨年度「内容を調査し、前向きに検討する」とあるが、実施の予定はあるのか。

→回答 昨年度の副食費の補償については保育所ではなく、幼稚園の副食費免除制度のことです。低所得世帯や多子世帯等に対する新制度に移行していない幼稚園利用者に対する補助制度です。次年度より補助制度を導入するように検討している段階です。

2－（１）－４ 子育てのための経済的支援の充実（教育総務課分）

国の施策により各個人に配布された端末ではありますが、通信費等の経済支援の妥当性を判断する材料として、市内の教育機関におけるGIGAスクールの実施状況のデータが必要ではないかと考えます。特に、家庭と学校を繋ぐ取り組みや活用の件数と頻度がいかほどなのでしょう。ただし、「端末による教師と子どものLIVEでの活用」と「端末による宿題の実施」は別として実態を説明いただけるとありがたいです。

その場合、単に実施件数のみでなく、子ども数等に対する活用実績（特に学校以外、家庭での活用実績）率（稼働状況など）、学年別の状況等のカテゴリー一別の分析などの状況はいかがでしょうか？

それらも勘案し、妥当な経済支援とすべきところと考えます。

→回答 現在、カテゴリー一別での細かな稼働率までは把握できている状況ではありませんが、令和2年度に一人に一台タブレットを配布しており、タブレットの活用については、ICT教育推進ロードマップを作成し、それに基づいて授業や持ち帰りによる活用を進めています。（※ロードマップについては、別紙のICT教育通信第1号を参照）

また、具体的な取り組みや実施状況は、別紙のICT教育通信に記載しているような取り組みを行っています。記載の他にも、持ち帰りでの家庭学習や学級閉鎖時においてはタブレットを活用したりして、家庭での活用を進めています。

今後もデジタル教科書の導入など、タブレットを活用したICT教育の取り組みが進むことが想定され、通信費の経済支援も必要となっていくものと考えます。引き続き、予算確保を行っていくなど取り組んでいきたいと考えています。

2－（４）－１ ひとり親家庭への自立支援の推進

担当課が子育て支援課分の「実施状況（令和3年度）」の文章中、5行目を次のとおり訂正をお願いします。

ひとり親サポートセンターや生活困窮者自立支援制度の相談支援員及び家計改善支援員と連携し・・・

→回答 ご意見のとおり修正します。

2－（４）－５ 子育て困難家庭への支援

現在実施していただいている市主催の研修に加えて、関連団体ごとの研修も含めて広く進めていただきたい。

別件となるかもしれませんが、表面化しづらい「性的虐待」に関する当事者

(子ども本人)の相談できる(聞き取れる、キャッチできるチェックシート等)体制、検証する体制の整備も進めたい。(子どもは受けている行為に違和感を覚えていない場合もあります)

→回答 関連団体ごとの研修を他の団体へご案内していただくことで広めていきたいと思います。

子どもたちから受けるメールアドレスをホームページで紹介しています。

小中学校では、「生活実態アンケート」で相談を把握し、名刺サイズのカードに「小郡市教育相談室」、「子どもホットライン24」および「24時間子供SOSダイヤル」を周知しています。

性的虐待の相談を子育て支援課が受けた場合、福岡県のアセスメントシートでは、児童相談所が介入することとなっています。

2-(4)-5 子育て困難家庭への支援

地域の民生委員児童委員は、地域の見守り活動をしているが、世帯状況を把握したり、必要に応じてサービス情報の提供や相談に応じたりしている。

小中学生に関しては、学校との情報交換会や子ども会活動などで情報の共有も少しはできるが、就学前のお子さんで保育所や幼稚園などを利用していない家庭については個人情報保護もあり、なかなか家庭の状況等も分かりづらく、どのような形で情報の共有をしていけばいいのか。

→回答 民生委員児童委員をはじめ各関係機関から子育て支援課へ気になる家庭や児童の情報をいただいている。直接来所いただいたり、電話をいただいたりしている。

4-(1)-3 母子保健相談指導事業の推進

オンラインによる相談受付が実施されているが、(4)4 妊娠中からの「食育」の推進では、令和2年度には「試食の提供や教室事業での実習が制限されているので、動画の配信等を積極的に実施したい」とあったが、具体的にどのようなものを配信されたのか。

→回答 オンライン相談は、令和3年10月から新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した相談支援体制の取り組みを推進するため開始しました。妊娠中の方や子育て中の方の健康管理や出産後の育児や生活についての相談に、助産師・保健師・管理栄養士が個別相談に応じています。

動画の活用についてですが、コロナ禍において、三密を回避するなど感染予防対策として教室内で動画を活用しました。まず、妊婦さんとその家族を対象とした赤ちゃん教室では、以前は調理実習室で実際に出汁の取り方を見

学いただいていたが、鍋の周りに密集することを防ぐため、出汁の取り方の動画を視聴していただき、出汁は試飲いただきました。次に、5か月～1歳のお子さんをもつ保護者を対象とした離乳食教室では、調理実習室での実習を離乳食すりつぶしの動画視聴に代替えし、実施しました。どちらも教室終了後にアンケートとっておりますが、「参加して大変よかった」「参加してよかった」と参加者の98%が回答しています。

4－（１）－３ 母子保健相談指導事業の推進

今後の児童家庭センター機能の重要な案件と考えます。この情報を繋ぎ、継続的な支援を行うためのコーディネートが必要となりますが、それは健康課の保健師が担われますか？子育て支援課職員が担われますか？

いずれにしても、各課の情報を集約し、調整する機能を担う人材、人員の明確化を期待します。

→回答 子ども・健康部において、妊娠中から18歳未満の子どもおよびその家庭への支援を行っており、これは、ご指摘の保健師および子育て支援課職員をはじめ子ども・健康部職員が担っております。各課連携のもと情報共有し、丁寧な対応を心がけています。

5－（１）－２ 児童虐待の防止・早期発見に向けた対策の推進

特定の事例には、ケース検討会議（実務者会議？）の実施は不可欠かと思えます。

自身が把握している子どもに関する範囲での意見ですが、適宜開催していただけていると感じております。

ただし、実務を担っていただいている担当者の方々のフットワークにより情報共有が実現しているものと感じております。したがって、人事異動等により動きが停滞する可能性がある状況でもあるのではないのでしょうか。システムとして、スタッフが履行すべき要件などを明確化し、共有することが必要であると思えます。職員の確保により継続性が保たれることを期待します。

→回答 情報共有では、各関係機関にご協力いただき、迅速に丁寧に行っております。ケース検討会議は、関係機関にもご参加、ご協力いただき、必要に応じて随時開催しております。業務が停滞することのないよう職員の確保に努めます。